

# 韓国における歴史再評価の動向

——「仁村路」の地名変更を事例に——

小澤 康 則

キーワード：道路名住所、歴史の立て直し、真相糾明、親日、反民族行為

## I. はじめに

2018年11月9日付けで、ソウル特別市城北區地籍課から城北區の一部住民に以下のような公文書<sup>(1)</sup>が送付された。

### 資料1. 署名同意書提出案内

城北區

受信者：道路名「仁村路」住所使用者様  
(經由)

題目：道路名「仁村路」名称変更署名同意書  
提出案内

1. いつも城北區發展に協調してくださる皆様に感謝いたします。

「仁村」金性洙に対する2017年4月13日大法院<sup>(2)</sup>の親日<sup>(3)</sup>行為認定判決と、2018年2月13日の國務會議建國勳章剥奪議決により、住民および市民団体等から「仁村路」の変更要請が続き、その必要性が提起されてきました。

3. このように親日行為と関連している者の道路名である「仁村路」が、道路名の付与基準に不適合であると判断し、私たち城北區は「仁村路」変更のため、去る9月20日から道路名「仁村路」変更のための住民説明会、および設問を実施し、住民の意見を収斂した結果を踏まえて11月16日、城北區

道路名住所委員会を開催し、住民の多数意見と地域的特性を考慮し、仁村路を「高麗大路」に変更する意見がなされました。

4. 道路名「仁村路」変更は単純な道路名変更の意味を超え、私たち城北區地域の独立運動精神をたたえ、歴史の誤りを直し、正しく未来の世代へと伝えていくという意味深いことです。

5. 一方、道路名仁村路変更は住所所有者の過半数の同意が必要な業務です。道路名仁村路変更同意書提出の積極的な参与と関心をお願いいたします。

添付1. 署名同意書1部

2. 回送用封筒1部 以上

\* 太字は大字

日本で出版された『朝鮮人物事典』<sup>(4)</sup>によると、金性洙<sup>(5)</sup>(1891~1955)は朝鮮の政治家であり、独立運動家であると記されている。全羅北道高敞の大地主の家に生まれた彼は民族ブルジョアジーを代表し、いわゆる妥協的民族主義者として分類されている。開化思想の影響を受けた彼は日本に留学、1914年に早稲田大学を卒業している。その間、韓人留学生会の会長等を歴任している。帰国後は中央中学校校長<sup>(6)</sup>、そして1919年には現在の湖南財閥<sup>(7)</sup>の前身となる京城紡績を設立している。さらに1920年には『東亜日報』を創刊、さらに1932年からは私費を投じて普成専門學校(現高麗大學校)の経営

を立て直し、自ら校長に就任している。つまり、日本統治下の金性洙は民族教育や言論育成に熱心であった一方、日本資本との強力なコネクションを背景とした企業家でもあったわけである。

1945年の解放後、金性洙はアメリカ軍政庁主席顧問官と成り、9月には宋鎮兎<sup>(8)</sup>らと韓国民民主党を設立、その後党首として信託統治案に反対する反託運動<sup>(9)</sup>を主導する。1950年には第二代の副大統領<sup>(10)</sup>に就任するが、李承晩<sup>(11)</sup>の独裁に反対して1951年には副大統領を辞職する。そして、1955年に病死した。その時、彼の葬儀は国民葬として行われた。死後、1962年には大韓民国建国功勳章<sup>(12)</sup>を受章している。

道路名「仁村路」の変更理由は「資料1」の第2項に見られるように、「2017年4月13日大法院の親日行為認定判決」と「2018年2月13日の国务會議建国勳章剥奪議決」にあることは明らかである。韓国の代表的新聞社である『東亜日報』を創刊し、韓国における私立の名門「高麗大学校」の再建に貢献し、解放後は副大統領にまでなった金性洙。その彼が21世紀になって「親日」のレッテルを貼られ、地名から彼の号が抹殺されることになった。その背景には韓国における歴史再評価の動向がある。本稿はその歴史再評価と言う国家レベルでの流れを、「仁村路」と言う道路名の変更を通して理解していこうとするものである。

## Ⅱ. 新住所制度としての「道路名住所」

韓国では2014年1月1日、従来の地番住所<sup>(13)</sup>から道路名と建物番号を基準とする道路名住所へと制度が変更された。これは1996年の導入決定から17年をかけた国家的プロジェクトでもあった。このプロジェクト導入について1996年7月6日付の京郷新聞<sup>(14)</sup>は「家、建物探しが楽になる」と題して以下のように報じている。

### 資料2. 京郷新聞 (1996.7.6) 第3面

#### 「家、建物探しが楽になる」

- 変わり行く「都市住所体制」
- 交通効率管理…混雑緩和の効果
- 犯罪・火災の迅速対応・被害減少

政府が全国都市地域の道路と建物に名前と番号を付けようとするのは「都市経済力」を強化すると言う布石である。現在の住所体系は日帝が1910年、植民統治と租税徴収のため土地番号（地番）と邑、面、洞<sup>(15)</sup>を結合して作ったものであり、高度に複雑化した今日の都市では混乱を増加するものであった。

ソウル市を例にすると、地番が体系的に付けられているのは全体の18.6%である87の洞に過ぎず、残りは例外なく非体系的である。

東大門区崇仁洞81番地の5には同一番地に74の家屋があり、龍山区3街40番地には一つの本番地に約三千の副番地がつくと言う事例もあり、建物探しが大変複雑で不便この上ない。

アメリカやヨーロッパをはじめとする先進国では土地管理のための地番とは別途に、道路に名前を付け、道路に沿って体系的に建物番号を付け、住所として使用しており、誰でも簡単に住所を探せる。中国や台湾の場合でも、このような建物住所制度を使用している。

政府は先進国型建物住所を在来の地番に代替し試行する方案が、新住所の試行にともなう国民の混乱はもちろん、二百五十余りに及ぶ台帳や公簿の住所を変更しなければならない困難が伴い、今まで試行できないで来たと言う。

そのため、急な住所変更による混乱を防止するため、書式と住民登録住所は現在どおり使用しながら、道路名と建物番号を付与した代案を考え出した。関連業界の建議も新住所制度の導入に影響を与える。

宅配業界は現行住所では配達に支障があるため、洞別に担当者を指定、運営しており、

労力の効率が悪く費用がかさむと何度も関係当局に訴えてきた。タクシー組合も道路名と建物番号がないため、タクシーの呼び出しに無理があり、建物番号の導入を建議した。

政府関係者は新制度の導入による期待効果をいくつも例に挙げ説明した。

\*太字は見出し文

1996年は金泳三が大統領の時代である。金泳三政権は自らを「文民政権」<sup>(16)</sup>と称した。過去の軍部出身大統領<sup>(17)</sup>とは異なり、文民出身の大統領であるとし、前政権との差別化を図ろうとしたわけである。そのような金泳三政権の特徴の一つとして「歴史の建て直し」<sup>(18)</sup>が上げられる。そこでは、中央博物館として使われていた旧総督府の建物を完全解体して新博物館を新たに建築するなど、日帝残滓<sup>(19)</sup>の清算活動も盛んに行われた。地名変更の理由の一つとして日帝残滓の清算という名目が含まれていたことは、当然のことであると言える。

ところで、道路名の命名に関してであるが、「空間情報の構築および管理等に関する法律」<sup>(20)</sup>の第4章第91条によって以下のように定められている。

### 資料3. 第91条 地名の決定

#### 第91条 (地名の決定)

- ① 地名および海洋地名の制定、変更、その他の地名・海洋地名に関する重要事項を審議、議決するために国土交通部に国家地名委員会を置き、市<sup>(21)</sup>・道に市・道地名委員会を置き、市・郡または区（自治区を言う。以下同じ）に市・郡・区地名委員会を置く。[改定2013.3.23 第11690号（政府組織法）]
- ② 地名は「地方自治法」もしくはそれ以外の法令で定められたもの以外は国家地名委員会の審議・議決で決定され国土交通部長官及び海洋水産部長官がその決定内容を告

示しなければならない。[改定 2013.3.23 第11690号（政府組織法）]

- ③ 市・郡・区の地名に関する事項は管轄市・郡・区の地名委員会が審議・議決して、管轄市・道の地名委員会に報告し、管轄市・道地名委員会は管轄市・郡・区地名委員会の報告事項を審議・議決して決定する。
- ④ 翻訳省略<sup>(22)</sup>
- ⑤ 翻訳省略
- ⑥ 国家地名委員会の構成及び運営等に必要事項は大統領令で定め、市・道地名委員会と市・郡・区地名委員会構成及び運営等に必要事項は大統領令が定めた基準に従い、該当地方自治団体の条例で定める。

つまり、政府の中央機関である国土交通部に設置された国家地名委員会を頂点としたピラミッド型の組織ではあるのだが、組織運営等は地方自治体に任されており、地名の決定に関しては下意上達式に審議し、議決し、決定することになっている。高麗大学校が位置する城北区の場合だと、「資料4」のような9章32条から成る「ソウル特別市城北区道路名住所等表記に関する条例」<sup>(23)</sup>が出されている。

### 資料4. 城北区の条例

- 第1章 総則
- 第2章 道路名の変更
- 第3章 建物番号板の製作・設置
- 第4章 都市開発作業等による道路名施設の設置
- 第5章 道路名の使用及び資料の構築
- 第6章 道路名施設の維持管理及び委託等
- 第7章 道路名施設を利用した広告
- 第8章 道路名住所の使用促進
- 第9章 ソウル特別市城北区新住所委員会等

道路名に関してであるが、道路名住所法施行令<sup>(24)</sup>によると、道路は三種類に分類されている。

## 資料5. 道路名住所法施行令

### 第6条（道路区間の設定対象）

- ① 道路別の区分基準は次の各号に順ずる。ただし、「道路交通法」第2条第2項及び第3項による自動車専用道路及び高速道路に対しては行政安全部<sup>(25)</sup>長官が別に定めることができる。
1. 大路：道路の幅が40m以上であるか、両側8車線以上の道路
  2. 路：道路の幅が12m以上40m未満であるか、両側2車線以上8車線未満の道路
  3. キル<sup>(26)</sup>：「大路」と「路」以外の道路
- ② 第1項による道路に対しては法第8条第1項第2号による道路区間を設定しなければならない。

道路名「高麗大路」の場合は「高麗大」に「路」がついた形であるから施行令第6条第1項第2号で言うところの「路」である。

## Ⅲ. 歴史再評価事業の法的根拠

道路名「仁村路」変更理由の一つが2017年4月13日になされた大法院の親日行為認定判決であることはすでに述べた。そこで本章では、まず金性洙に関する大法院の判決過程を確認し、そこからどのように歴史再評価がなされているのか遡って見てみることにする。

### 1. 大法院の親日行為認定

2017年4月13日、韓国の大法院は金性洙の親日行為を認める判決を下した。「資料6」は同判決に関するソウル新聞の記事<sup>(27)</sup>である。

## 資料6. ソウル新聞記事

### 大法院「仁村・金性洙、『徴兵称賛文寄稿』親日行為認定」

仁村・金性洙（1891～1955）先生の日帝強占期「親日業績」の相当部分が親日行為と認定された。大法院1部（主審金ソヨン大法官）

は13日、金載昊東亜日報社長と財団法人仁村記念会が行政自治部長官を相手にした親日反民族行為決定取消訴訟の上告審で、原告が一部敗訴判決した原審を確定した。

2009年親日反民族行為真相糾明委員会は仁村が全国日刊紙に徴兵、学兵を称賛、宣伝・先導する文を何度か寄稿したこと、徴兵制実施感謝祝賀大会に参席したことをもって、親日行為に加担したと判断し、親日反民族行為者と指定した。

これに関連して、金社長と仁村記念会等は2010年「仁村の活動に関する当時の新聞記事は信用できず、日帝が組織した団体に名前が載せられたり、行事に参席したりしたのは強制動員されただけ」として訴訟を起こしていた。

同記事から読み取れることは、2009年において、金性洙は既に「親日反民族行為真相糾明委員会」によって「親日反民族行為者」に指定されていたということである。親日反民族行為真相糾明委員会とは大韓民国大統領直属の国家機関である。2004年3月22日公布された「日帝強占下親日反民族行為真相糾明に関する特別法」<sup>(28)</sup>の施行令に基づいて2005年5月31日から2009年11月30日まで活動した。「真相究明」ではなく「真相糾明」<sup>(29)</sup>であるところに、同委員会の目的を読み取ることができる。

### 2. 日帝強占下反民族行為真相糾明に関する特別法

「日帝強占下親日反民族行為真相糾明に関する特別法」はその後改正され、法律名から「親日」が除外された。略称は「反民族糾明法」。全35条と附則から成り立っており、その第1条で同法の目的を説明している。

### 資料7. 日帝強占下親日反民族行為真相糾明に関する特別法 第1条

#### 第1条 (目的)

この法律は日本帝国主義の国権侵奪が始まった露日戦争<sup>(30)</sup>開戦時から1945年8月15日まで日本帝国主義のために行われた親日反民族行為の真相を糾明して歴史の真実と民族の正統性を確認して社会正義の実現に尽くすことを目的とする。

日本による朝鮮の統治時代、いわゆる日帝時代は1910年8月29日から1945年の8月15日までを言う。最近、同時期のことを韓国では日帝強占期と呼ぶ。辞書的には「1910年の国権強奪以後1945年解放されるまで35年間」。<sup>(31)</sup>韓国は併合されたのではなく、強制的に占領されていた。そして、その期間においては韓国のプラスになるような文化は生まれなかった。だから韓国にとっては「時代」ではなく強制占領期間に過ぎないと言う意味が含まれている。しかし、反民族糾明法が適用される範囲は日露戦争開戦時からと明記されている。

第二次日韓協約、別名を日韓保護条約とも言う。日露戦争終結後の1905年11月17日に締結された条約。これにより大韓帝国の外交権が大日本帝国に接收されることになり、韓国が事実上の日本の保護国になったとされる条約だ。その年の干支が乙巳であったため、韓国では乙巳条約と言われている。この乙巳条約に調印した韓国側大臣である李完用(学部大臣)、李根沢(軍部大臣)、権重顕(農商工部大臣)、朴齊純(外部大臣)、李址鎔(内部大臣)の五人を、韓国では乙巳五賊と呼び、韓国を日本に売り渡した<sup>(32)</sup>とされている。そのような点から、親日派の起源を日露戦争頃とする考え方があつた。つまり、日露戦争の開戦日である1904年2月8日から1945年8月15日の解放日までの期間に親日反民族行為があつたものを糾明すると言うのである。

それでは、どのような行為が親日反民族行為

の対象と成るのであろうか。反民族糾明法の第2条は親日反民族行為の定義として二十の行為を挙げている。

### 資料8. 日帝強占下親日反民族行為真相糾明に関する特別法 第2条

#### 第2条 (定義)

この法律で言う「親日反民族行為」とは日本帝国主義の国権侵奪が始まった露日戦争開戦時から1945年8月15日までに行った次の各号のどれか一つに該当する行為を言う。(改正2012.10.22.)

1. 国権を守るために日本帝国主義と戦っている部隊を攻撃したり、攻撃を命令したりした行為
2. 国権を回復するために闘争する団体または個人を強制解散させたり、監禁・暴行する方法でその団体もしくは個人の活動を妨害した行為
3. 独立運動、または抗日運動に参加した者、及びその家族を殺害・処刑・虐待または逮捕したり、それを指示、もしくは命令した行為
4. 独立運動を妨害する目的で組織された団体の長、または幹部としてその団体の意思決定を中心的に行ったり、その活動を主導した行為
5. 密偵行為で独立運動や抗日運動を妨害した行為
6. 乙巳条約・韓日合併条約等、国権を犯す条約を締結または調印したり、それを謀議した行為
7. 日帝から爵位を受けたりこれを継承した行為。ただし、これに該当する人であっても爵位を拒否・返還したり、後に独立運動に積極的に参加した人などで、第3条による親日反民族行為真相糾明委員会が認めた人は例外にする。
8. 日本帝国議会の貴族院議員または、衆議

院で活動した行為

9. 朝鮮総督府中枢院の副議長・顧問または、参議として活動した行為
10. 日本帝国主義の軍隊で少尉以上の将校として侵略戦争に積極的に協力した行為
11. 学兵・志願兵・徴兵または、徴用を全国的次元で主導的に宣伝または、扇動したり強要した行為
12. 日本軍を慰安する目的で主導的に婦女子を強制動員した行為
13. 社会的もしくは文化的機関や団体を通じて、日本帝国主義の内鮮融和または皇民化運動を積極的に主導し、日本帝国主義の植民統治および侵略戦争に積極的に協力した行為
14. 日本帝国主義の戦争遂行を助けるために軍需品製造業体を運営したり大統領令<sup>(33)</sup>が定めた規模以上の金品を献納した行為
15. 判事・検事または、司法官吏として罪のない韓民族構成員を監禁・拷問・虐待するなど弾圧に積極的に携わった行為
16. 高等文官以上の官吏、憲兵または、警察として罪のない韓民族構成員を監禁・拷問・虐待するなど弾圧に積極的に携わった行為
17. 日本帝国主義統治機構の主な外郭団体の長または、幹部として日本帝国主義の植民統治および侵略戦争に積極的に協力した行為
18. 東洋拓殖会社または、殖産銀行などの中央及び地方組織幹部として韓民族の財産を収奪するための意志決定を中心的に遂行したりその執行を主導した行為
19. 日本帝国主義の植民統治と侵略戦争に協力して褒賞または、勲功を受けた者として日本帝国主義に顕著に協力した行為
20. 日本帝国主義と日本人による民族文化の破壊・抹殺と文化遺産の毀損・搬出に積極的に協力した行為

反民族糾明法の適用範囲は第1条が指摘して

いるように、日露戦争の開戦日から解放日までである。その間の日数計算をすると41年6ヶ月7日になる。1903年～1908年の日本人平均寿命の推計値は男子が41.67歳、女子が43.10歳<sup>(34)</sup>と言う報告がある。当時の朝鮮人もそれに準ずるとすると、反民族糾明法の適用範囲は当時の人の一生とほとんど変わらないことになる。

ところで、反民族糾明法であるが、一朝一夕に現れたものではない。韓国では1948年5月10日、総選挙が実施され、5月31日に制憲国会が開会された。そしてそのとき、大韓民国憲法とともに「反民族行為処罰法」<sup>(35)</sup>が制定されたと言う経緯がある。反民族行為処罰法は第1章「罪」、第2章「特別調査委員会」、第3章「特別裁判部の構成と手続き」の3章22条、及び附則から構成されていた。

#### 資料9. 反民族行為処罰法第1章「罪」

**第1条** 日本政府と通謀して韓日合併に積極的に協力した者、韓国の主権を侵害する条約または、文書に調印した者、及び謀議した者は死刑または、無期懲役に処してその財産と遺産の全部あるいは2分の1以上を没収する。

**第2条** 日本政府から爵位を受けた者、日本帝国議会の議員になった者は無期、もしくは5年以上の懲役に処して、その財産と遺産の全部あるいは2分の1以上を没収する。

**第3条** 日本統治下の独立運動者やその家族を悪意で殺傷迫害した者または、これを指揮した者は死刑、無期または、5年以上の懲役に処してその財産の全部あるいは一部を没収する。

**第4条** 左の各号の一つに該当する者は10年以下の懲役に処すか、15年以下の公民権を停止してその財産の全部あるいは一部を没収することができる。

1. 爵位を継いだもの
2. 中枢院副議長、顧問または参議になった者

3. 勅任官以上の官吏になった者
4. 密偵行為で独立運動を邪魔した者
5. 独立を妨害する目的で団体を組織したりその団体の首脳幹部として活動した者
6. 軍、警察の官吏として悪質な行為で民族に害を加えた者
7. 飛行機、兵器または、弾薬など軍需工業を責任経営した者
8. 道、府の諮問または、決議機関の議員になった者で、日帝にへつらい、その反民族的罪跡が顕著な者
9. 官公吏になった者で、その職位を悪用して民族に害を加えた悪質な罪跡が顕著な者
10. 日本の国策を推進させる目的で設立された各団体本部の首脳幹部として悪質で指導的な行動をした者
11. 宗教、社会、文化、経済その他各部門において民族的な精神と信念を裏切って日本侵略主義とその施策を遂行するのに協力するために悪質な反民族的言論、著作、及びその他の方法で指導した者
12. 個人として悪質な行為で日帝にへつらい、民族に害を加えた者

**第5条** 日本統治下で高等官3等級以上、勲5等以上を受けた官公吏、または憲兵、憲兵補、高等警察の職にあった者は、本法の控訴時効経過前には公務員に任命されることはできない。ただし、技術官は除外する。

**第6条** 本法に規定した罪を犯した者で、改悛の情が顕著な者はその刑を軽減または免除することができる。

**第7条** 他人を謀略する目的または、犯罪者を擁護する目的で本法に規定した犯罪に関して虚偽の申告、偽証、証拠隠滅をした者、または犯罪者に逃避の道を提供した者は当該内容に該当した犯罪規定で処罰する。

**第8条** 本法に規定した罪を犯した者として団体を組織する者は1年以下の懲役に処する。

「反民族行為処罰法」の第1章は「罪」としながらも、その罪に応じた生命刑、自由刑、財産刑等の罰を定めている。反民族行為処罰法の制定は解放直後の1948年である。反民族行為をした者を実際に処罰する法律であったわけである。

「反民族行為糾明法」が「反民族行為処罰法」を土台としていることは一目瞭然である。ただ、前者は2004年制定であるが、後者は解放直後の1948年制定である。それゆえ、「反民族行為処罰法」での処罰の対象者は、「反民族行為糾明法」の時点では多くが死去している。処罰法が糾明法と衣替えをした理由の一つである。

### 3. 親日反民族行為真相糾明委員会

「日帝強占下親日反民族行為真相糾明に関する特別法」で定義された親日反民族行為。その行為対象者を選定・調査して、親日反民族行為を認定、さらに史料編纂を行う組織が親日反民族行為真相糾明委員会（以下「糾明委員会」）である<sup>(36)</sup>。反民族糾明法では糾明委員会について「資料10」のように記している。

#### 資料10. 糾明委員会にかかわる条項

##### 第3条（親日反民族行為真相糾明委員会）

親日反民族行為の真相糾明に関する業務を遂行するために大統領直属で親日反民族行為真相糾明委員会（以下“委員会”という）を置く。

##### 第4条（委員会の業務等）

委員会は次の各号の事項を審議・議決する。

1. 親日反民族行為調査対象者（以下“調査対象者”という）の選定
2. 調査対象者が行った親日反民族行為の調査
3. 親日反民族行為と関連した国内外資料の収集および分析
4. 委員会活動に関する調査報告書の作成・発刊および親日反民族行為に関する資料の

編纂および資料館建設に関する事項

5. 第1号の規定により選ばれた調査対象者の親日反民族行為の決定に関する事項
6. その他に真相糾明のために必要な事項として大統領令が定める事項

**第5条（委員会の構成）**

- ① 委員会は委員長1人と常任委員1人を含む11人の委員で構成する。
- ② 委員は大統領が次の各号の一つに該当する者の中から任命するもの、委員のうち4人は国会が選出する者を、3人は大法院長が指名する者を任命する<sup>(37)</sup>。
  1. 歴史考証・史料編纂などの研究活動に10年以上従事した者
  2. 公認された大学で専任教授以上の職に10年以上在職した者
  3. 判事・検事・軍法務官または、弁護士の職に10年以上在職した者
  4. 三級以上の公務員、若しくは高位公務員団<sup>(38)</sup>に属する一般職公務員として、公務員の職に10年以上在職した者<sup>(39)</sup>
- ③ 第2項の規定により選出、もしくは指名を受けた者は本人の両親および祖父母が日本帝国主義の国権侵奪が始まった露日戦争開戦時から1945年8月15日までの期間、親日反民族行為をしなかったことを証明しなければならない。
- ④ 委員長は委員の中から大統領が任命し、政務職<sup>(40)</sup>に補する。
- ⑤ 常任委員は政務職に補する。
- ⑥ 委員の任期は4年とする。ただし、第8条第2項の規定によってその活動期間が延びる場合、その活動期間が終了する時までとする。
- ⑦ 任期中に委員が欠員した場合は遅滞なしに新しい委員を選出、または指名して任命しなければならない。その場合、新しく任命された委員の任期は（前任）専任委員の残余任期とする。

糾明委員会は大統領の直属組織である。委員会を構成する11名の委員も、国会選出4名と大法院長指名の3名を含むと言っても、最終的任命者は大統領である。また、反民族行為糾明法では、実際の業務遂行に必要な事項の査問に応じるための査問委員会の設置<sup>(41)</sup>を認めている。その際の諮問委員は専門的な知識と経験があるものの中から、委員会の議決を経て委員長が委嘱することになっている。極めて大統領色の強い組織と言えらるだろう。

**IV. 歴史再評価事業の推進者**

親日反民族行為真相糾明委員会は極めて大統領色の強い組織であったわけなのであるが、その色は盧武鉉<sup>(42)</sup>という色であった。

**1. 第16代大統領 盧武鉉**

1946年9月1日（旧暦8月6日）生まれ。韓国の政治家、第16代大統領（2003年2月25日～2008年2月24日）。弁護士出身。生まれは慶尚南道金海郡<sup>(43)</sup>であるが、本貫は光州盧氏である。2009年5月23日亡くなる。享年62歳。日本統治時代を経験していない初めての大統領であった。

釜山で弁護士活動<sup>(44)</sup>をしていたが、1988年に統一民主党（当時）の金泳三に誘われて、同年4月に行われた第13代国会議員選挙に釜山市東区選挙区から出馬して当選、政界に入る。それゆえ、政界においては金泳三が盧武鉉の恩師でもあったということになる。

1990年、金泳三らの三党合同<sup>(45)</sup>に反発して金泳三と袂を分かつ。その後、金大中らが率いる統合野党としての民主党に所属することになるのだが、金泳三の影響力が強い釜山では落選を繰り返すことになる。

2000年8月、当時落選していた盧武鉉を金大中大統領が海洋水産部の長官に任命した。当時の政権与党である民主党は全羅道が支持基盤であるため、慶尚道の支持基盤が弱いとされていた。そこで、慶尚南道出身者でありながら、本



貫が光州盧氏である盧武鉉を将来の大統領候補の一人とすることで、民主党の支持層を広げるためであったとも言われている。

2003年、大統領に就任した盧武鉉は、自らの政権を「参与政府」と称した。国民が政治に参与する政府と言う意味である。参与政府に関しては本稿で論じるところではないが、盧武鉉の歴史認識について触れておく。

文民政権を称した金泳三が軍事政権時代との差別化を図るため「歴史の建て直し」と言う現代史見直し作業を始めたことはすでに述べた。盧武鉉はそれをさらに一歩進め、日露戦争にまでにさかのぼっての日韓併合や日本統治時代の親日派、朝鮮戦争当時の韓国軍による民間人虐殺事件、そして軍事政権下での人権抑圧と広範囲にわたる事件の真相糾明を推し進めることになった。その結果が「日帝強占下反民族行為真相糾明に関する特別法」であり、「親日反民族行為真相糾明委員会」であった。つまり、盧武鉉の「歴史再評価事業」には政界恩師である金泳三の「歴史の建て直し」作業が手本となっていたことがわかる。

## 2. 第14代大統領 金泳三

1927年12月20日、慶尚南道の巨済島で生まれる。本貫は金寧金氏。ソウル大学哲学科を卒業後、1954年第3代国会議員選挙に巨済から立候補、当時の最年少国会議員として当選して政界入りする。議員になってからは野党の立場で活動してきたが、1990年の三党合同を経て巨大与党である民主自由党の結成に参加、1992年の第14代大統領選挙にて大統領に当選した。

盧泰愚<sup>(46)</sup>と連立して政権を継承した金泳三は、旧朝鮮総督府の建物を解体するなど「歴史の建て直し」作業を通して国民の民族意識を高揚させる態度をとっていたが、朴正熙<sup>(47)</sup>・全斗煥<sup>(48)</sup>・盧泰愚と続く30余年の軍事政権に関しては消極的な態度をとっていた。文民政権の誕生で光州事件<sup>(49)</sup>に関する真相究明の期待も高まっていた。「資料11」は、そのような中で

なされた金泳三による特別談話を報じるニュース記事<sup>(50)</sup>である。

### 資料11. 特別談話に関するソウル新聞の記事

#### 「5.18民主化運動」名誉回復 / 金大統領特別談話

◎記念事業・傷跡治癒に積極支援 / 光州道庁に記念公園造成 / 記念日に制定・望月洞墓域を聖地に / 行方不明者・負傷者追加申請受付補償

金泳三大統領は13日「光州民主化運動は正当に評価され正しく歴史に記録されなくてはならず、その痛みが癒され名誉回復がなされなければならない」と語った。

金大統領は同日午後、テレビで発表した5.18特別談話を通してこのように話し、「真相糾明と関連して至らない部分があったなら、後日の歴史に任せるのが道理だと信じる」と語った。

金大統領は「今日の政府は光州民主化運動の延長線上に立つ民主政府」と規定し、「光州民主化運動の精神は新韓国創造が向かう参与と創意の連立精神に昇華しなければならない」と強調した。

金大統領は「光州民主化運動の精神をたたえ名誉を高める作業を積極支援する」として、「まず、光州市民と全国民がその日を記念することができるよう、光州市で記念日を最初に制定することを望む」と話した。

金大統領は具体的方法として▲死亡者・行方不明者・負傷者のうち補償を受けられない人たちのため追加申告の期間を提供し▲当時有罪判決を受け赦免・復権した人たちの前科記録を抹消し▲負傷者中治療が必要な人たちに対し継続的治療が可能となるよう支援する反面▲指名手配者に対する公式的な手配解除と解職者の復職を積極検討すると表明した。

金大統領は「真相糾明と責任者の処罰を要求する主張があることは知っている」として、

「しかし、真相糾明は歴史を正しい方向にただし、正当な評価を受けることに目的があり、暗蔚であったときの恥辱を再び暴くような葛藤を再現したり、誰かを罰しようとするのではない」と話した。

金大統領は「許すこと以上に大きな勇氣はなく、そうすることによって13年前の悪夢と頸木から自由になろう」と提案し「時代の残滓と怨念を振り払い去り、新韓国創造へと踏み出そう」と訴えた。

この時点で金泳三は光州事件を民主化運動と位置づけ、歴史的名誉の回復こそしたが、真相究明、責任者の処罰までは考えていなかった。それを不服とする被害者と市民団体が全斗煥と盧泰愚を告発したが、検察庁は「成功したクーデターは処罰できない」と言う論理<sup>(51)</sup>によって不起訴の決定をしている。

しかし、被害者や市民団体による全国的規模の運動圧力、そして政治情勢の変化<sup>(52)</sup>から金泳三は全斗煥・盧泰愚を逮捕、処罰することに方向転換する。そのために制定されたのが「資料12」の「5・18民主化運動等に関する特別法」(略称「5・18特別法」)<sup>(53)</sup>である。

#### 資料12. 5・18民主化運動等に関する特別法

##### 第1条 (目的)

この法律は1972年12月12日と1980年5月18日に前後して発生した法制秩序破壊犯罪行為に対する公訴時効停止等に関する事項等を規定して国家紀綱を正し民主化を定着させ民族正義を涵養することを目的とする。[全文改定2010.3.24]

##### 第2条 (公訴時効の停止)

1979年12月12日は1980年5月18日に前後して発生した「憲政秩序破壊犯罪の公訴時効等に関する特別法」第2条の憲政秩序破壊犯罪行為に対して、該当する犯罪行為の終了日から1993年2月24日までの期間は控訴時効の進行

が停止したものと見る。[全文改定2010.3.24]

##### 第3条 (裁定申請に関する特例)

① 第2条の罪に対する控訴および告発した者が、検事または軍検事から控訴を提起しなかったという通知を受けた場合は、その検事所属の高等検察庁か軍検事所属の高等検察部に対応する高等法院または高等軍事法院にその当否に関する裁定を申請することができる。法律第5029号5・18民主化運動等に関する特別法施行前に第2条の罪に対して控訴を提起しないと決定された事件の場合もまた同じである。[改定2016.1.6第13722(軍事法院法)施行日2017.7.7]

② 第1項の裁定申請に関して「刑事訴訟法」または「軍事法院法」の該当規定を適用する。[全文改定2010.3.24]

##### 第4条 (特別再審)

① 5・18民主化運動に関連する行為または第2条の犯行を阻止ないし反対する行為で有罪の確定判決を宣告された者は「刑事訴訟法」第420条および「軍事法院法」第469条にもかわらず再審を請求することができる。

② 再審の請求は原判決の法院が管轄する。但し、「軍刑法」を適用されなかった者に対する原判決の法院が軍法会議または軍事法院であった場合は、その審級に見合った住所地の法院が管轄する。

③ 再審の管轄法院は第2条の罪を犯した者がその罪で有罪を宣告されその刑が確定した事実に対して、職権調査しなければならない。

④ 再審の管轄法院は第2条の罪を犯した者がその罪で有罪を宣告されその刑が確定した事実に対し職権調査しなければならない。

④ 第1項の再審請求人が赦免を受けたか刑が失効した場合、再審管轄法院は「刑事訴訟法」第326条から第328条まで、及び「軍事法院法」第381条から第383条までの規定

にもかかわらず終局的実体判決をしなければならない。

- ⑤ 第1項の再審にかかわる手続きは、その再審の性格に抵触しない限りにおいて「刑事訴訟法」と「軍事法院法」の該当条項を適用する。[全文改定2010.3.24]

#### 第5条（記念作業）

政府は5・18民主運動精神を継承する記念事業を推進しなければならない。[全文改定2010.3.24]

#### 第6条（賠償の擬制）

「5・18民主化運動に関する補償等に関する法律」による補償は賠償とみなす。

#### 第7条（賞勲の剥奪）

政府は5・18民主化運動と関連して賞勲を受けたものに対して審査した結果、ただ5・18民主化運動を鎮圧するだけの功勞で認定されて受けた賞勲は「賞勲法」第8条により叙勲を取り消し、勲章等を還収する。[全文改定2010.3.24]

#### 附則 [2010.3.24 第10182号]

この法律は公布された日から施行される。

#### 附則 [2016.1.6 第13722号（軍事法院法）]

第1条（施行日）この法律は公布後1年6ヶ月が経過した日から施行する。〈但書省略〉

第2条から第8条まで省略

第9条（他の法律の改定）①5・18民主化運動等に関する特別法の一部を次のように改定する。

第3条第1項前段中「検察官から」を「軍検察から」に、「検察官」を「軍検事」とする。

②から〈16〉まで省略

第10条 省略

1995年12月19日、「12・12粛軍クーデター」<sup>(54)</sup>及び「光州事件」関係者を処罰するための法律「5・18民主化運動等に関する特別法」が国会の圧倒的多数を持って可決された。ここに、韓国における歴史再評価が本格的にスタートすることになる。

## V. 歴史再評価と特別法

「5・18民主化運動等に関する特別法」は第2条で「公訴時効の停止」に関して定めている。実はこれは、先述した「成功したクーデターは処罰できない」と言う検察の不起訴処分と関係してくる。1995年7月18日、ソウル地検は全斗煥、盧泰愚らに対し、「高度の政治的行為」であり司法審査の対象とならないとして全員を不起訴処分としていた。そしてさらに、法的な解釈においては全斗煥および盧泰愚に対する内乱罪公訴の時効は1995年8月15日において成立していたと言うことである。

### 1. 憲政秩序破壊犯罪の公訴時効等に関する特例法

この問題を解決するために、金泳三政権は「5・18特別法」と時を同じくして、「憲法秩序破壊犯罪の公訴時効等に関する特例法」（憲政犯罪時効法）<sup>(55)</sup>を制定した。

#### 資料13. 憲法秩序破壊犯罪の公訴時効等に関する特例法<sup>(56)</sup>

##### 第1条（目的）

この法律は憲法の存立を害したり憲政秩序の破壊を目的とする憲政秩序破壊犯罪に対し公訴時効の排除等に関する事項を規定して憲法上の自由民主的基本秩序を守護することを目的とする。[全文改定 2010. 3.24]

##### 第2条（定義）

この法律で「憲政秩序破壊犯罪」とは「刑法」第2編第1章内乱の罪、第2章外患の罪と「軍刑法」第2編第1章反乱の罪、第2章利敵の罪を言う。[全文改定 2010. 3.24]

##### 第3条（公訴時効の適用排除）

次の各号の犯罪に対し「刑事訴訟法」第249条から第253条まで及び「軍事法院法」第291条から第295条までに規定された公訴時効を適用しない。

1. 第2条の憲政秩序破壊犯罪
2. 「刑法」第250条の罪で「集団殺害罪の防止及び処罰に関する協約」に規定される集団殺害に該当する罪

[全文改定 2010.3.24]

#### 第4条（裁定申請に関する特例）

- ① 第2条の罪に対し公訴または告発をした者が検事あるいは軍検事から控訴を提起しなかったと通知を受けた場合は、その検事が所属する高等検察庁もしくはその軍検事が所属する高等検察部に対応する高等法院あるいは高等軍事法院に当否に関する裁定が申請できる。[改定 2016.1.6 第13722号（軍事法院法）] [施行日2017.7.7]
- ② 第1項の裁定申請に関し「刑事訴訟法」または「軍事法院法」の該当規定を適用する。[全文改定 2010.3.24]

#### 附則

この法律は公布された日から施行する。

#### 附則 [2010.3.24 第10181号]

この法律は公布された日から施行する。

#### 附則 [2016.1.6 第13722号（軍事法院法）]

第1条〈施行日〉この法律は公布後1年6ヶ月が経過した日から施行される。〈但書省略〉

第2条から第8条まで省略

第9条（他の法律の改定）①から⑬まで省略  
 ⑭憲政秩序破壊犯罪の公訴時効などに関する特例法の一部を次のように改定する。

第4条第1項中「検察官から」を「軍検事から」に、「検察官」を「軍検事」にする。

⑮および⑯省略

第10条 省略

「5・18民主化運動等に関する特別法」制定の最大障害であった時効の問題を、「憲法上の自由民主的基本秩序を守護する」という名目のもと、「公訴時効の適用排除」を行う。そのために制定されたのが「憲政秩序破壊犯罪の公訴時効等に関する特例法」である。そして、この特例法が、第1条の「憲法上の自由民主的基本

秩序を守護する」という目的のため、その後の多くの特別法<sup>(57)</sup>を生むことになるのである。「資料14」は憲政犯罪時効法成立の金泳三政権から金大中政権を経て盧武鉉政権までの三代にわたる政権下で成立した歴史再評価に関係する特別法及び法律の資料である。

#### 資料14. 歴史再評価に関する特別法, 法律

- |             |   |
|-------------|---|
| 1995年12月21日 | 5・18民主化運動等に関する特別法                           |
| 1996年1月5日   | 巨昌事件等関連者の名誉回復に関する特別措置法 <sup>(58)</sup>      |
| 2000年1月12日  | 済州4・3事件真相糾明及び犠牲者名誉回復に関する特別法 <sup>(59)</sup> |
| 2000年1月12日  | 民主化運動関連者名誉回復及び補償等に関する法律                     |
| 2000年1月15日  | 疑問死真相糾明に関する特別法                              |
| 2001年7月24日  | 民主化運動記念事業会法                                 |
| 2001年12月21日 | 光州民主有功者礼遇に関する法律                             |
| 2004年1月29日  | 三清教育被害者の名誉回復及び補償に関する法律 <sup>(60)</sup>      |
| 2004年1月29日  | 特殊任務遂行者の補償に関する法律                            |
| 2004年3月5日   | 東学農民革命参与者等の名誉回復に関する特別法 <sup>(61)</sup>      |
| 2004年3月5日   | 老斤里事件犠牲者審査及び名誉回復に関する特別法 <sup>(62)</sup>     |
| 2004年3月5日   | 日帝強占下強制動員被害真相糾明に関する特別法                      |

2004年 3月22日

日帝強占下反民族行為真相究明に関する特別法

2005年 5月31日

真実・和解のための過去史整理基本法

2005年 7月29日

軍疑問死真相糾明等に関する特別法

2005年12月29日

親日反民族行為者の財産国家帰属に関する特別法

\*年月日は新規制定日

資料からわかるように、金泳三政権及び金大中政権を通してなされた歴史再評価は国内政治、ないしは朝鮮戦争に関係する事件が中心であった。それが盧武鉉政権になって新しい様相を呈してくることになる。

## 2. 親日反民族行為者財産の国家帰属に関する特別法

金泳三政権の時代からなされてきた特別法や法律についての基本的な立場は歴史の真相糾明であり、それによる被害者への補償であった。処罰を目標に制定された法律は、新軍部による軍事反乱と光州事件を念頭において制定された「憲法秩序破壊犯罪の公訴時効等に関する特別法」が唯一のものであったと言えるだろう。そのような中、「日帝強占下反民族行為真相究明に関する特別法」を受けて成立したのが「親日反民族行為者財産の国家帰属に関する特別法」である。

### 資料15. 親日反民族行為者財産の国家帰属に関する特別法

#### 第1条 (目的)

この法律は日本帝国主義の植民統治に協力してわが民族を弾圧した反民族行為者が、その当時、親日反民族行為で蓄財した財産を国家に帰属させ善意の第三者を保護し、取引の

安定を図り、正義を具現化し民族の精気を打ち立て、日本帝国主義に抵抗した3・1運動の憲法理念を具現することを目的とする。

#### 第2条 (定義)

この法律で使用する用語の定義は次のようになる。[改定 2006.9.22,2011.5.19]

1. 「財産が国家に帰属される対象である親日反民族行為者（以下『親日反民族行為者』と呼ぶ）」とは次の項目のどれかに該当する者を言う。

㉠. 「日帝強占下反民族行為真相糾明に関する特別法」第2条第6号・第8号・第9号の行為をしたもの（第9号に規定された参議には参議と副参議を含む）。但し、これに該当するものであっても、後に独立運動に積極参与した者として第4条の規定による親日反民族行為者財産調査委員会が決定したものは例外とする。

㉡. 「日帝強占下反民族行為真相糾明に関する特別法」第3条の規定により親日反民族行為真相糾明委員会が決定した親日反民族行為者のうち、日帝から爵位を受けたりそれを継承した者。但し、これに該当する者と言えども爵位を拒否、返納するか、後に独立運動に積極参与した者として第4条の規定による親日反民族行為者財産調査委員会が決定した者は例外とする。

㉢. 「日帝強占下反民族行為真相糾明に関する特別法」第2条の規定により親日反民族行為をした者のうち第4条の規定による親日反民族行為者財産調査委員会の決定により、独立運動または抗日運動に参与した者及びその家族を殺傷・処刑・虐待または逮捕したり、それを指示、または命令した者等、親日の度合が著しく重大だと認定された者。

2. 「親日反民族行為者の財産（以下『親日財産』と呼ぶ）」と言うのは親日反民族行為者が国権侵奪が始まった露日戦争開戦時

から1945年8月15日まで日本帝国主義に協力した代価として取得したか、それを相続した財産、または親日財産であると知りながら遺贈・贈与を受けた財産をいう。この場合、露日戦争開戦時から1945年8月15日まで親日反民族行為者が取得した財産は親日行為の代価として取得した財産と推定する。

### 第3条（親日財産の国家帰属等）

- ① 親日財産（国際協約または協定などにより外国大使館や軍隊が使用・占有または管理している親日財産、及び親日財産中国家が使用するか占有または管理している財産も含む）は、その取得・贈与等の原因行為時に、これを国家の所有とする。しかし、第3者が善意で取得したか正当な代価を支払って取得した権利を害することはできない。
- ② 親日財産の国家帰属に関する具体的手続とその他の必要事項に関しては大統領令にて定める。

### 第4条（親日反民族行為者財産調査委員会の設置）

親日財産の調査及び処理等に関する事項を審議・議決するため大統領所属の親日反民族行為者財産調査委員会（以下「委員会」と呼ぶ）を置く。

### 第5条（委員会の業務等）

- ① 委員会の業務は次の各号の通りである。
  1. 親日反民族行為者の調査及び選定
  2. 親日反民族行為者の財産調査及び親日財産可否の決定
  3. 日本人名義で残っている土地に対する調査と整理
  4. その他大統領が定めた事項
- ② 委員会は第1項の規定に従い業務を遂行するため国家機関、地方自治団体その他の関連機関または団体に対し必要な資料の提出及び事実照会等の協調を要請することが

できる。

- ③ 第2条の規定にしたがって調査及び選定をするに際し「日帝強占下反民族行為真相糾明に関する特別法」第3条の規定に従い親日反民族行為真相糾明委員会が調査した結果を援用できる。

\* 第6条以下は翻訳省略

「親日反民族行為者の財産国家帰属に関する特別法」は全29条と附則からなっているが、その第1条で「…正義を具現化し民族の精気を打ち立て、日本帝国主義に抵抗した3・1運動の憲法理念を具現することを目的とする」と謳っている点で、今までの特別法や法律とは異なり、一步踏み出した姿勢を明示している。そしてこの背景には歴史再評価における司法の立場との関係があると言える。

### 3. 司法の立場から見る歴史再評価

「資料16」は1997年7月28日付けの東亜日報38面に掲載された記事である。

#### 資料16. 東亜日報の社会面掲載記事<sup>(63)</sup>

##### 「李完用の土地取戻し」また勝訴 曾孫が北阿峴洞の土地返還控訴審で

親日派李完用の曾孫が日帝時代の李完用の土地取戻しのための訴訟でまた勝訴した。ソウル高法民事2部（裁判長権誠部長判事）は26日、李完用の曾孫李允衝<sup>(64)</sup>氏がソウル西大門区北阿峴洞545, 546, 608番地の712坪（時価30億ウォン）の返還を現所有権者のチョ氏を相手取り起こした所有権移転登記請求訴訟控訴審で原告勝訴判決を下した。〈曹源均記者〉

李完用は先述したように親日派を代表するような人物である。その曾孫による土地訴訟に関する記事である。「また勝訴」と言う見出し文から見てもわかるように、韓国社会での歓迎されざる雰囲気を読み取ることができる。その時

の判決文が「資料17」である。

資料17. 李完用財産返還請求訴訟判決文

ソウル高等法院第2民事部

事件92ナ23638所有権移転登記抹消

原告：李允衝

被告：チョ・ヒョンス

弁論終結1997年7月11日

原審判決：ソウル地方法院西部支院 1992年

3月19日 宣告90可合10100判決

主文

被告人の公訴を棄却する。請求取消。被告は原告に原審判決添付目録記載の各不動産に関して1989年5月4日受付の第4554号を経路とする所有権移転登記の抹消登記手続きを履行せよと言う判決控訴趣旨、原審判決を取り消す。「原告の請求を棄却すると言う判決」

理由

- (1) この法院はこの事件に関して説示する理由は次の2項から説示することを追加する以外に原審判決のそれと同じであるので民事訴訟法第390条に依拠し、これをそのまま引用する。
- (2) 訴外亡李完用の子孫である原告の財産回復を許容するのはわが民族の正義の観念に外れ、民法上の善良な風俗その他の社会秩序に違反することだと被告は主張する。しかし、日本政府と通文し韓日合併に積極協力した者、韓国の主権を侵害する条約または文書に調印した者と謀議した者。そして日本政府から爵位をもらった者達のいわゆる反民族行為者を処罰してその財産を没収する等の措置を規定した反民族行為処罰法は1948年9月22日法律第3号で公表施行されたが1951年2月14日法律第176号によって廃止されたことによって、この法律が施行されている間、訴外亡李完用やその継承者の財産を没収する判決があったと認定する証拠がない。

また、この法律が廃止された後、現在まで半世紀に近い46年以上が経過したように、反民族行為者を処罰して剥奪する法律を国会が制定したこともない。反民族行為者ないしはその子孫だからと言って法律によらずその財産権を制限、剥奪したり、その財産に対し法の保護を拒否することは法治国家ではありえないことだ。法律が定める財産権の保護を一般人と同じように平等に付与することは、たとえ正義の観念に照らし合わせて気に入らないと言う立場であったとしても、そのような正義の観念に合った法律を長い年月が過ぎても国会が制定しなかったからと言って、今日において遡及して、過去の出来事を正義の観念で問題視することが、むしろ社会秩序に外れることになる。それゆえ、被告の主張を受容することはできない。

- (3) そうであるなら、被告のこの事件の控訴は理由がないのでこれを棄却するとし、主文と同様の判決をする。

1997年7月25日

裁判長判事：権誠

判事：李ソンフン

判事：金ジュンゴン

この判決文の中で注目したいのは「わが民族の正義の観念に外れ、民法上の善良な風俗その他の社会秩序に違反する」<sup>(64)</sup>とする被告側の主張であり、「反民族行為者を処罰してその財産を没収する等の措置を規定した反民族行為処罰法は1948年9月22日法律第3号で公表施行されたが1951年2月14日法律第176号によって廃止された」<sup>(65)</sup>としながら、「(その後)反民族行為者を処罰して剥奪する法律を国会が制定したこともない」<sup>(66)</sup>と続ける、裁判所側の理由説明。そして「国会が制定しなかったからと言って、今日において遡及して、過去の出来事を正義の観念で問題視することは、むしろ社会秩序に外れることになる」<sup>(67)</sup>と言う判決理由であろう。

被告側の主張は、いわゆる「国民情緒法」と言われるものである。韓国では「一般的考え方と合わない」と言う意味で「韓国人の情緒に合わない」と言う表現をよく遣う。国民情緒法はそれを揶揄したもので、毎経時事用語辞典によると「国民感情に外れる行為を法律にたとえて国民情緒法と呼ぶ。これは実際に施行される法律（成文法）ではなく不文律である。国民情緒法は世論に頼る感性的なもので言論の影響を顕著に受ける。国民情緒法が世論に依存して法規範無視風潮を産む問題点を発生させたりもする」<sup>(68)</sup>とある。この国民情緒法的圧力は「資料16」からも読み取ることができる。

それに対して司法は、「反民族行為処罰法」が廃止され、その後処罰に関する法律が制定されない現状では、遡及して裁くことは社会秩序に反すると言う判断を下しているわけである。そのように考えるなら、「親日反民族行為者財産の国家帰属に関する特別法」は、司法が指摘した遡及法という足枷を外したことになる特別法と言うことができる。

ちなみに、2019年8月15日の『SBSニュース』<sup>(69)</sup>によると、親日派の子孫と政府間の訴訟は124件に上るが、還収決定の取消を求める行政訴訟が最も多いという。そして、確定判決を分析した結果は大部分政府側が勝訴しているが、親日派が勝訴したのも9件あると言う。その結果、政府が還収した親日派財産のうち、16.2%は再び親日派の子孫の手に返されたと言う。

#### 4. 強制徴用判決の原点

韓国の聯合ニュースは2019年8月12日、「『強制徴用判決は05年民官共同委員会発表の延長線上』…個人請求権は有効」と題し、「当局者は『民官共同委でも個人の賠償請求権明示』と繰り返し強調」<sup>(70)</sup>と報じている。「民官共同委員会」とは、日韓国交正常化交渉に関する外交文書が公開された2005年、日本による植民地時代の被害者救済問題を議論するために設置された官民

共同の委員会である。「資料18」はその民官共同委員会の発表に際して、国務調整室<sup>(71)</sup>が準備した報道資料である。

#### 資料18. 国務調整室報道資料<sup>(72)</sup>

##### 韓日会談文書公開後続対策関連民官共同委員会開催

- 政府は8月26日午前、李海瓚<sup>(73)</sup>国務総理主催で韓日会談文書公開後続対策関連民官共同委員会を開催して、1965年韓日請求権協定の効力範囲問題及びそれに基づく政府対策方向等に対し論議した
- 同日委員会ではこれまで民官共同委法理分科で会談文書内容等を土台に検討してきた韓日請求権協定の法的効力範囲等に対し論議し次のように整理した
- 韓日請求権協定は基本的に日本の植民支配の補償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ条約第4条を根拠とし、韓日両国間の行政的、民事的債権、財務関係を解決するためのものである
- 日本軍慰安婦問題等、日本政府、軍等国家権力が関与した反人道的不法行為に対しては、請求権協定により解決したものと見ることができず、日本政府の法的責任は残っている
- サハリン同胞、原爆被害者問題も韓日請求権協定の対象に含まれない
- また、委員会は韓日協定交渉当時、韓国政府が日本政府に対し要求した強制動員被害補償の性格、無償資金の性格、1975年韓国政府補償の適正性問題等を検討して次のように整理した
- 韓日交渉当時、韓国政府は日本政府が強制動員の法的賠償・補償を認定しなかったため、「苦痛を受けた歴史的被害事実」を根拠とし、政治的次元で補償を要求したのであり、このような要求が両国間無償資金の算定に反映されたと見なければならぬ



- 請求権要求を通して日本から受けた無償3億ドルは個人財産権（保険、預金等）、朝鮮総督府の対日債権等、韓国政府が国家として持つ請求権、強制動員被害補償問題解決の性格の資金等が包括的に勘案されていたと見ることができる
- 請求権協定は請求権各項目別金額決定ではなく、政治交渉を通して総額決定方式で妥結されたため、各項目別受領金額を推定するのはには困難があるが
  - 政府は受領した無償資金中相当金額を強制動員被害者の救済に使用しなければならない道義的責任があったと判断する
- \* 韓国政府が1961年6次会談当時、8項目の補償を日本に要求した総額12億2千万ドルの内、強制動員被害補償に対して3億6千万ドル（約30%）を算定していたものである
- しかし1975年の政府補償当時、強制動員補償者を補償対象から除外する等道義的次元で見ると、被害者補償が不十分であったと見る側面もある
- 政府はこのような委員会の論議の結果を土台として長期間苦痛に耐えてきた強制動員被害者の痛みを治癒するために、道義的・援護的次元と国民統合の側面から政府支援対策を準備することにした
- 強制動員被害者達に対し追加支援対策を講じて強制動員期間中の未払い賃金など、未収金に対しても日本からの根拠資料確保努力等政府が救済対策を準備
- 合わせて政府は日帝強制動員犠牲者に対する追慕及び後世に対する歴史教育のために追悼空間等を作る方案も検討
- 政府はもう一つの日帝強占下反人道的不法行為に対して外交的対応方案を持続的に講じていくことにした
- 日本軍慰安婦問題は日本政府に対し法的責任の認定等持続的に責任追及する半面、国

連人権委等の国際機構を通してこの問題を継続提起

- 「海南島虐殺事件」(74)等日本軍が関わる反人道的犯罪疑惑に対しては真相糾明をした後、政府対応方案を検討
- 同日の会議で李海瓚国務総理は、60年以上に及ぶ強制動員被害者達の苦しみと痛みを治癒して国民統合を図り、政府の道徳性向上のためには、遅れてはしまったが彼らに対する支援措置が必要だと強調した。関係部署は社会各層の意見を幅広く取り上げ、忠実な政府対策を作り、外交的次元での努力も最善をなすよう指示した。

同資料には参考として「民官合同委員会委員現況」が付されているのであるが、その中の政府委員9名は財政經濟部、外交通商部、行政自治部、法務部、保健福祉部の各長官。それから企画予算処長官、国家邦勲処長、国務調整室長、そして青瓦臺<sup>(75)</sup>民情首席<sup>(76)</sup>とある。そして当時の民情首席は文在寅<sup>(77)</sup>現大統領であった。韓国大法院における徴用工判決も、ここで歴史再評価の流れと軌を一にしていることがうかがわれるのである。

## VI. おわりに

金泳三による「歴史の建て直し」作業の一環として、道路名住所への変更が行われた。その過程で高麗大学校の設立者である金性洙の号を冠した道路名が高麗大学校に面した通りに付けられることになった。名誉なことだった。ところがそれが、道路名変更と言う不名誉へとつながることになった。金泳三を恩師とする盧武鉉政権時代にできた「親日反民族行為真相糾明委員会」によって親日派と認定されたからである。

### 1. 国務会議による建国勳章剥奪

「親日反民族行為真相糾明委員会」による反民族行為認定の結果は「資料6」で述べたとおりである。その結果、2018年2月13日の国務会

議で建国勳章剥奪議決が行われることになる。「資料18」はその議決に関する2018年2月13日付け「ハンギョレ新聞」の記事<sup>(78)</sup>である。

#### 資料19. 建国勳章剥奪に関する記事

##### 「親日行為」東亜日報金性洙、建国功勞勳章叙勳剥奪

大法院で親日行為が認定された「東亜日報」創刊者金性洙（1891～1955）氏の叙勳が56年にして剥奪された。

政府は13日国務会議を開き金性洙氏が日帝強占期「東亜日報」と各種学校を建て、言論・教育分野の功勞で1962年に受けた建国功勞勳章複章（現在の大統領章）の取消を議決したと行政安全部が発表した。

行安部関係者は同日「仁村・金性洙は独立運動で叙勳を受けたが、大法院は昨年4月、彼の親日行為を認定した。虚偽の功勞で受けた叙勳は賞勳法により取り消されなければならないと言う国家報勳処<sup>(79)</sup>の要請に従い関連手続きを踏んでいる」と話した。

金氏の叙勳が取り消されたことにより、2009年大統領所属機関の親日反民族行為真相糾明委員会（真相糾明委）が「独立運動をしたが、後に積極的な親日活動を繰り返した事実が明らかになった」として親日反民族行為者に指定した20名の叙勳剥奪が全て終わった。当時真相糾明委は日帝強占期に金氏が全国日刊紙に徴兵・学兵を称賛し宣伝・扇動する文章を寄稿するなど親日反民族行為をしたと判断したことがある。褒勳処は2011年19名の叙勳を取り消したが、金氏に対しては「法廷の確定判決が残っている」との理由で取消対象から外していた。

ナム・ウンジュ記者

金性洙をはじめとする金一族が育て上げた湖南財閥。日本統治下の朝鮮では最大の土着工業資本に成長したのであるが、金融的には日本資本の支配を受けていたと言う。親日と民族主義、

日本統治下における韓国民族資本の二面性をあらかず典型であると言えるだろう。

#### 2. 道路名住所の変更案内

2019年2月1日付けで、ソウル特別市城北区地籍課から一部住民に以下のような公文書<sup>(80)</sup>が送付された。

#### 資料20. 道路名住所変更告知文

##### 城北区

受信者：住所使用者様

（経由）

題目：道路名変更（仁村路→高麗大路）による「道路名住所」変更案内

1. いつも城北区発展に協調してくださる皆様に感謝いたします。
2. 親日行為と関連した者の道路名「仁村路」変更のため住所使用者過半数の同意を確保し<sup>(81)</sup>2018.12.24.「高麗大路」に変更の告示に従い、該当建物の道路名住所変更は「道路名住所法」の規定により道路名板、建物番号板設置をし、郵便の発送及び訪問告知等の手続きを通して2019.3.28に変更・公示する予定です。

##### □道路名住所変更の流れ

道路名変更（仁村路⇒高麗大路）

↓

案内施設物設置（－道路名板　－建物番号板）

↓

住所使用者通知（－1回 郵便物発送　－2回 訪問説明）

↓

道路名住所変更告示（－高麗大路〇〇キル＋建物番号）

☞道路名住所システムの住所及び各種公的帳簿の道路名住所は2019.3.28に変更

3. 私たち城北区は道路名変更による住所使用に不便がないよう最善を尽くします。さ

らに会員加入なしに金融機関等の住所を一括変更できるオンライン住所変更システム(www.ktmoving.com)を添付書類同様ご案内いたしますのでご利用ください。

添付1. 道路名住所変更告知文

2. 金融機関等の住所地変更申請案内文以上

2019年1月から2月にかけて、城北区は地下鉄6号線「普門駅」から高大前ロータリーに至る1.21キロの道路に設置された1,626の案内施設物を交換した。所用された予算は道路名板と建物番号板の交換費用、及び変更告知郵便物送料金、合わせて8,018万ウォンだと言う<sup>(82)</sup>。

#### <注>

- (1) 城北区地籍課 - 16651 (2018.11.9)。
- (2) 日本の最高裁判所に相当。
- (3) 韓国語での「親日」は「売国」とほとんど同意語である。ウェブ上の韓国の国語辞典で「親日」を引くと「帝強制占領期間, 日帝と野合して彼らの侵略と略奪政策を支持したり擁護したりして追従する」と出てくる。『DAUM韓国語』  
<https://dic.daum.net/search.do?q=%EC%B9%9C%EC%9D%BC&dic=kor> (2019.8.10)
- (4) 木村誠ほか編『朝鮮人物事典』大和書房, 1995年, 218頁。
- (5) 召啓す。仁村は彼の号である。
- (6) 1913年11月設立。資金不足による教室数の不足など、経営困難に陥っていたのを1915年金性洙が引き継いだ。
- (7) 全羅道の大地主である金氏によって作られた財閥。全羅道のことを湖南とも呼ぶので湖南財閥とよばれる。金性洙によって京城紡績株式会社が設立, その後中央商工, 三養社(農業経営)海凍銀行などと事業を拡大, 1938年には南滿紡績(株)を設立して満州にも進出した。さらに東亜日報や普成専門学校(現在の高麗大学校)をも経営して民族主義右派の基盤にもなる。日本統治下では最大の固有の工業資本に成長したが,

金融的には日本資本の支配を受けていたと言われる。

- (8) 송진우 (1890~1945)。号は古下。政治家, 独立運動家。1945年9月, 韓国民主党を設立して主席総務となるが, 同年12月30日, 極右過激派により暗殺される。
- (9) 1945年12月28日, モスクワで開かれた米・英・ソによる三国外相会議。その席で, 朝鮮に関しては5年間の信託統治を行うという発表がなされた。それに対し中国から帰国した大韓民国臨時政府グループが直ちに反発して信託統治反対国民総動員運動委員会を結成, 他の政党・団体も加わり反託運動が展開された。
- (10) 韓国語では副統領(부통령)。建国直後の第一共和国体制(1948~1960)で設置されていた。
- (11) 이승만 (1875~1965)。1948年に樹立した大韓民国初代統領。1960年の4.19革命で退陣する。
- (12) 1949年4月27日に制定された「建国功勞勳章令」によって設けられた韓国最初の勳章制度。独立運動で顕著な功績のあった人物に与えられる。
- (13) 土地ごとの住所。日本の町や村に当たる「洞」, 「面」を単位とした住所。高麗大学校を例にとると, 地番住所はソウル特別市城北区安岩洞5街65であったが, 現在の道路名住所では城北区高麗大路108となる。
- (14) <https://newslibrary.naver.com/search/searchByDate.nhn>  
日時検索1996年07月06日, 京郷新聞3面にて検索(2019.8.10)
- (15) 朝鮮時代からの地方行政区画。郡の下に位置する。
- (16) 韓国語では「文民政府」「문민정부」と言う。日本語と韓国語では「政府」, 「政権」の使い方に微妙な違いがある。
- (17) 第5代から第9代までの大統領であった朴正熙, 第11代と第12代であった全斗煥, そして第13代の盧泰愚はともに陸軍出身の大統領であった。
- (18) 韓国語で“역사 바로 세우기”。金泳三政権の

- スローガンの一つ。そのほかには「平和と改革“평화와 개혁”」, 「世界化・国際化 “세계화·국제화”」などがあげられる。
- (19) 日本統治時代に日本から朝鮮半島へ伝わった文化、文物の総称。それらは日本帝国主義の残りかすであり、捨て去るべきものであるという主張。日本統治時代に付けられた地名なども当然含まれる。
- (20) 法令第14839号（政府組織法）一部改定 2017.07.26.
- (21) ソウル特別市、そして釜山、大邱、仁川、光州、大田、蔚山の六つの広域市のこと。最近では世宗特別自治市も広域市と同様とされる。道と同等に扱われている。たとえば現在の蔚山広域市はかつて慶尚南道蔚山市であり、慶尚南道に属していた。
- (22) 論旨と直接関係なく、翻訳する必要がないと判断した部分を「翻訳省略」とした。「翻訳省略」以外の「省略」を含む語彙は、すべて原文に記載してある内容を表記したものである。
- (23) 2007年12月1日制定。条例第703号。
- (24) 大統領令第22110号, 2010.4.7.一部改定。
- (25) 大韓民国の中央行政機関。諸外国の内務省に相当する。
- (26) ハングル表記で“길”。韓国の固有語。「道」や「往来」などの意味を持つ。
- (27) ソウル新聞社「大法院, 仁村金性洙『徴兵を美化する寄稿』親日行為認定」2017.4.13。  
<http://www.seoul.co.kr/news/newsView.php?id=20170413500103> (2019.8.18)
- (28) 2003年8月14日, 国会議員155人が発議して11月に国会の「過去史真相糾明委員会」に回付したが, 2004年2月に法制司法委員会から差し戻された。しかし, 3月2日に国会本会議を通過。3月22日公布, 6ヶ月後施行される。(法律第07203号)
- (29) 真相究明はハングル表記で“진상구명”, 真相糾明は“진상규명”。同委員会のハングル表記は“친일반민족 행위 진상 규명 위원회”である。
- (30) 日露戦争を韓国では「露日戦争」と言う。本稿では韓国語資料においては原文どおり「露日戦争」と翻訳する。
- (31) かつては「日帝36年」と言ったが, 日帝強占期になってから35年と表現されるようになった。
- (32) その後五人は日本から爵位を受けたため, 特にそう見られるようになった。
- (33) 大統領令第20705号。第2条（親日反民族行為に該当する金品献納範囲）。第2条第14号で「大統領令が定める規模以上の金品」とは献納当時の貨幣単位で10万ウォン以上の金品を言う。(改定2005.5.31.)
- (34) 高橋眞一, 「本籍人口を利用した明治期人口推計の試み」『国民経済雑誌』163巻（5号）, 1991年 神戸大学経済経営学会 pp. 39-58
- (35) 法律第3号。1948年9月22日制定, 施行。
- (36) 2005年5月31日から2009年11月30日まで活動した大統領直属の行政委員会。同委員会は1期から3期に分けて総勢1005名の親日反民族行為者名簿を公開した。民間団体である民族問題研究所が発刊した『親日人名事典』に収録された4389名に対して少ないのは, 「日帝強占期親日反民族行為真相糾明特別法施行令」第2条に「親日の状況や1次資料だけでなく立証可能な具体的行為を基準としなければならない」と定められているためだと言う。
- (37) 2005.12.29, 改定。法令第7796号(国家公務員法)。
- (38) 韓国の国家公務員の中で一部高位職を区別して管理する制度。官僚制の短所を補完して行政サービスの質を高めて国民の信頼感を育てるために導入した。
- (39) 執行日, 2006年7月1日。
- (40) 選挙によって就任したり国会の同意を得て任命されるなど, 特殊経歴職の公務員。
- (41) 第14条（諮問委員会）
- (42) “노무현”。韓国の弁護士, 政治家。第16代大統領。
- (43) ハングル表記は“경상남도 금해군”。現在は金海市。
- (44) 1980年代に人権派弁護士として活躍。
- (45) 1990年に民主党の金泳三派が盧泰愚の民主正

- 義党、金鍾泌の新民主共和党と合党し（三党合同）、大与党・民主自由党を結成したこと。
- (46) 노태우 (1932年12月4日生)。韓国の軍人、政治家。第13代大統領。
- (47) 박정희 (1917年～1979年)。韓国の軍人、政治家。第5代から第9代までの大統領。
- (48) 전두환 (1931年1月18日生)。韓国の軍人、政治家。第11代、第12代大統領。
- (49) 1980年5月17日、新軍部を率いる全斗煥が全国の戒厳令を布告し、金泳三や金大中、旧軍部を代表する金鍾泌らを逮捕・軟禁した。金大中の人気がある光州で5月18日、学生と軍部隊とが自然発生的に衝突、翌日には市民も加わりエスカレートしていく。市民側も郷土予備軍の武器庫を奪取し武装化する。戒厳軍は光州市を封鎖し「北のスパイに先導された暴徒」であるとした。5月27日、鎮圧作戦終了。1980年9月17日、金大中に死刑判決が下される。
- (50) ソウル新聞社「『5.18民主化運動』名誉回復、金大統領特別談話」1993年5月14日一面記事。  
<http://www.seoul.co.kr//news/newsView.php?code=&id=19930514001001&keyword>  
(2019.8.20)
- (51) 1995年7月18日、ソウル地方検察庁公安1部長の張倫碩(장윤석)。Sir John Harrington (1561-1612) の “Treason doth never prosper, What’s the reason? For if it prosper, none dare call it treason.” を引用して。
- (52) 過去の軍事政権との決別を明らかにしない限り、自らの政治基盤にも影響を及ぼし、1996年の国家議員選挙で勝利できないのはもちろん、1997年の大統領選挙でも野党候補と予想される金大中に与党候補が勝利できないと予想したためと言われる。
- (53) 法律第5029号。1995年12月21日制定。法律第13722号(軍事法院法)一部改定、2016年1月6日。
- (54) 1979年12月12日に大韓民国で起きた軍内部の反乱事件。後の韓国大統領で当時保安司令官で陸軍少将だった全斗煥、同様に後に韓国大統領で当時第9師団長で陸軍少将だった盧泰愚らが中心になって起こしたクーデターである。
- (55) 法律第5028号、1995年12月21日制定。
- (56) 改正、2010年3月24日、法律第10181号。2016年1月6日、法律第10181号(他法改正・未施行)。
- (57) 法の効力が特定の人や事項および特定地域に限って適用される法律をいう。商法・軍法は民法・刑法に対しそれぞれ特別法の関係にある。(「毎経時事用語辞典」より引用<https://100.daum.net/encyclopedia/view/31XXXXX16409>) (2019.8.23)
- (58) 居昌事件(거창사건)は、朝鮮戦争中の1951年2月9日から2月11日にかけて大韓民国慶尚南道居昌郡にある智異山で韓国軍が共産主義パルチザンを殲滅するための堅壁清野作戦として、民間人719人を虐殺した事件。
- (59) 済州4・3事件(제주4・3사건)は、1948年4月3日に在朝鮮アメリカ陸軍司令部軍政庁支配下にある南朝鮮の済州島で起こった島民の蜂起に伴い、南朝鮮国防警備隊、韓国軍、韓国警察、朝鮮半島の李承晩支持者などが1954年9月21日までの期間に引き起こした一連の島民虐殺事件。
- (60) 三清教育(삼청 교육)とは、1980年に大韓民国の第五共和国下で設立された「不良」矯正教育のこと。民主化運動の活動家も入隊させられており、民主化運動弾圧の意図があったともいわれている。
- (61) 東学農民革命(동학 농민혁명)は、1894年朝鮮王朝下の圧政や外国の干渉に反対する、全瑋準(전봉준)が中心となって起きた農民の闘い。人間の平等などをうたう「東学思想」が根底にあった。
- (62) 老斤里事件(노근리사건)は朝鮮戦争中の1950年7月に起きたアメリカ軍による韓国民間人の虐殺事件。
- (63) 東亜日報社「李会昌の氣勢をそぐ」1997年7月28日5面。<https://newslibrary.naver.com/viewer/index.nhn?articleId=199707280020910501&officeId=00020> (2019.8.23)
- (64) 原文では“우리 민족의 정의 관념에 어긋나므

- 로 민법상의 선량한 풍속 기타 사회질서에 위반되는 것”。
- (65) 原文では“반민족행위자를 처벌하고 그 재산을 몰수하는 등의 조치를 규정한 반민족행위자처벌법은 1948년 9월 22일 법률 제 3 호로 공표시행되다가 1951년 2월 14일 법률 제 176호로 폐지되었는 바”。
- (66) 原文では“반민족행위자를 처벌하고 박탈하는 법률을 국회가 제정한 일도 없다”。
- (67) 原文では“국회가 제정하지 않았다면 지금에 와서 소급하여 과거의 일을 정의 관념만을 내세워 문제삼는 것이 오히려 사회질서에 어긋날 수 있다”。
- (68) 『大経時事用語辞典』 <https://100.daum.net/encyclopedia/view/31XXXXXX2109> (2019.8.24)
- (69) SBS。『SBS8 뉴스』 2019年 8月15日。  
[https://news.sbs.co.kr/news/endPage.do?news\\_id=N1005397234&plink=ORI&cooper=DAUM](https://news.sbs.co.kr/news/endPage.do?news_id=N1005397234&plink=ORI&cooper=DAUM) (2019.8.24)
- (70) 聯合ニュース。『『強制徴用判決, 2005年民官共同委の延長線』 個人請求権有効』 2019年 8月12日 <https://www.yna.co.kr/view/AKR20190812125200504?input=1179m> (2019.8.26)
- (71) 大韓民国国務総理の国政遂行を補佐する行政機関。
- (72) 大韓弁護士協会「韓日会談文書公開後続対策関連民官共同委員会開催報道資料」 <http://www.koreanbar.or.kr/pages/japandata/view.asp?teamcode=&category=&page=1&seq=7099&types=1005&searchtype=&searchstr=> (2019.9.20)
- (73) “이해찬”。1952年 7月10日出生。韓国の政治家。盧武鉉政權時代2004年 6月から2006年 3月まで国務総理を務めた。
- (74) 中国の海南島で1945年 8月15日の終戦後、日本軍部隊が朝鮮人徴用者を虐殺したとされるもの。
- (75) 大韓民国の大統領府のこと。ハンゲル表記は“청와대”。
- (76) 盧武鉉政權時代に置かれた。大統領首席補佐官と言うところか。
- (77) “문재인”。1953年 1月24日生まれ。韓国の政治家, 弁護士。第19代大統領。政治家になる前, 盧武鉉と共に「弁護士盧武鉉・文在寅合同法律事務所」を開設した。
- (78) ハンギョレ新聞社「『親日行為』 東亜日報金性洙, 建国功労勲章叙勲剥奪」 2018.2.13  
<http://www.hani.co.kr/arti/society/area/832216.html> (2019.8.25)
- (79) ハンゲル表記は“국가보훈처”。大韓民国の国家行政機関。国務総理室に属する。主な役割は愛国者や退役軍人に関する政策の立案と実施。
- (80) 城北区地籍課 - 1822 (2019.2.1)。
- (81) 「仁村路」道路名使用者9118名に署名同意書を求めた結果, 全体の58% (5302名) の同意を得ることができた。新しい城北新聞。「『仁村路』道路名『高麗大路』 変更確定」 2018.12.30。  
<http://blog.naver.com/PostView.nhn?blogId=newsb21&logNo=221430187446> (2019.8.27)
- (82) 高大新聞社。「『仁村路』ではなく『高麗大路』, 3月28日から適用」 2019.03.31。  
<https://www.kunews.ac.kr/news/articleView.html?idxno=30261> (2019.9.20)

(客員研究員／韓国外国語大学教授)

## **Trends in Reevaluation of History in Korea: Using the Example of Geographical Renaming of ‘Inchon-ro’**

KOZAWA Yasunori

In March 2019, the name of the road which is located in front of Korea University, the prominent private university in Korea changed from ‘Inchon-ro’ to ‘Goryeodae-ro’. ‘Inchon’ is the nickname of one of the founders of Korea University, Kim Sung-soo, who is also the founder of the DONG-A ILBO, the leading Korean newspaper. Kim Sung-soo served as the vice president in the Rhee Syng-man regime just after liberation. ‘Inchon-ro’ is named after him. Behind the change of the road name is a movement to reevaluate the history in Korea.

The road name ‘Inchon-ro’ is unconventional in the first place. During the Kim Young-sam administration, various things have been implemented in terms of his ‘Historic Reconstruction’, and one of them was the modernization of the address system. During the process, the neighboring areas of Korea University were named after the nickname of Kim Sung-soo, the founder of Korea University and the person who made a great contribution to the founding of Korea.

Kim Young-sam tried to foster the national consciousness of people through the historic reconstruction work. As a result, it was decided by the public opinion that the ‘Special Law on the May 18 Democratization Movement’ was enacted, the aging barrier was removed, and the work of history re-evaluation was started.

Despite the regime change from Kim Young-sam to Kim Dae-jung, the work of historical reevaluation continued. However, it all changes after the Roh Moo-hyun administration.

The historical reevaluation that has been dealt with in relation to domestic politics and the Korean War relationship goes back to the colonial period of Japan and the time of the Russo-Japanese War that caused it. That is the “Special Law Concerning the Truth of Anti-National Behavior under Japanese Emperor’s Occupation” followed by “Special Law on National Attribution of Pro-Japanese Anti-ethnic Acts”. During the process, Kim Sung-soo who was a distinguished person in the founding of Korea, was labeled ‘pro-Japanese’, hence the road name changed, and the medal was also stripped.

Historical re-evaluation in Korea is still ongoing. The comfort women issue and the recruitment issue can be said to be some of the dynamics of historical re-evaluation.